

第5次地域福祉計画策定にあたってのパブリックコメント回答(案)

資料2

実施期間:平成30年1月4日から1月23日

実施場所:市HP、いきいきプラザ総合相談窓口、各公民館等含め約20か所

周知方法:東村山市ホームページ、1月1日号市報、各部会、職員向け掲示板

NO	意見	回答(案)
1	住民活動計画である地域福祉活動計画も今年度作成していますので、連携できるようにしてほしい。	<p>地域福祉計画と地域福祉活動計画が連携することで、東村山市の地域福祉がより推進されるものと考えております。当市では、地域福祉活動計画の策定及び推進に関する委員会に市の職員が参加することで、各種行政計画との必要な連携に努めています。</p> <p>また、今後の第5次地域福祉計画及び地域福祉活動計画の推進にあたり、行政や住民が協働しながら地域課題を解決していけるよう、引き続き積極的な連携に努めてまいります。</p>
2	民生委員やボランティアが地域で安心して活動できるようにしてほしい	<p>民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱を受け、地域における相談支援等の活動をいただいております。また、いわゆるボランティアの皆さまはボランティアセンターへの登録やそれぞれの活動団体の元で活動いただいております。</p> <p>市としては、これまでも民生委員・児童委員協議会への事務局支援や、ボランティアセンターの運営支援、また、地域における見守り団体への支援など、様々な支援を実施しているところであります。今後も地域活動が円滑に推進されるよう必要な支援に努めてまいります。</p>
3	絵に書いた餅にならないような実態を把握した施策にしてほしい。	<p>第5次地域福祉計画の策定にあたっては学識経験者をはじめ関係機関のかたも委員として参加され検討をされており、法改正や国の動向、市民意向調査等において把握した東村山市の実態等を鑑みた計画の策定をしています。</p> <p>また、今後の計画推進にあたっては、保健福祉協議会及び関係会議にて、各事業の具体的な実施状況などを報告し、適切な進捗管理に努めてまいります。このような計画推進のしくみについて、第5次地域福祉計画より「第4章 計画の推進と進行管理」を追加しております。</p>

第5次地域福祉計画策定にあたってのパブリックコメント回答(案)

資料2

実施期間:平成30年1月4日から1月23日

実施場所:市HP、いきいきプラザ総合相談窓口、各公民館等含め約20か所

周知方法:東村山市ホームページ、1月1日号市報、各部会、職員向け掲示板

NO	意見	回答(案)
4	明確な具体的好老社会の福祉安心街づくりを発信してほしい。	第5次地域福祉計画の中で、福祉のまちづくりに関する今後6か年の基本理念、基本目標を明示しております。また、高齢分野についても、団塊の世代が後期高齢者を迎える平成37年度を見据えて、今後の3か年に行う取り組みを掲載しております。
5	介護難民ゼロを目指してほしい。	健康寿命の延伸に向けて介護予防・生きがいづくりに取り組み、要介護状態になることを予防するとともに、介護・支援を必要とする方に対しては、自立支援・重度化防止に資するサービスが提供されるよう事業者支援し、多角的に在宅生活の継続、QOLの向上を支援します。 一方で、要介護者の在宅生活を支援する地域密着型サービス事業所の整備・充実や医療介護連携の推進、また施設サービス(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設)の整備等により、サービス提供量の確保も進めてまいります。
6	都営住宅は今後、空き家となることが予想されるため高齢者の施設や子育ての世代、若者などが集まれる場所にするなどの活用をしてほしい。	高齢者施設については、南台団地集約型団地再生事業における整備敷地を活用して、平成27年4月に認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)、看護小規模多機能型居宅介護等の複合施設を整備しました。今後も、都有地を活用した施設整備等、適宜検討してまいります。 地域の集いの場、活動の場をつくるという点でも、認知症高齢者グループホーム等の施設整備時に、地域の方、多世代の方が利用できる地域交流スペースを併設することで、活動・交流の場を増やしてまいります。 また、都営住宅については東京都において管理されており市として直接的な対応は困難となりますが、いただいたご意見につきましては、総合計画をはじめとした市の今後の施策展開にあたり、参考とさせていただきます。

第5次地域福祉計画策定にあたってのパブリックコメント回答(案)

資料2

実施期間:平成30年1月4日から1月23日

実施場所:市HP、いきいきプラザ総合相談窓口、各公民館等含め約20か所

周知方法:東村山市ホームページ、1月1日号市報、各部会、職員向け掲示板

NO	意見	回答(案)
7	<p>度々新聞等で取り上げられているが、障害福祉サービス事業所に従事する職員から障害のあるかたへの虐待事案が多くなっている。今後当市において施設整備をする際には、専門的な人材及び質の確保ができる法人に事業実施をしていただきたい。</p>	<p>障害福祉サービス事業所の新規整備につきましては、地域において信頼と実績のある社会福祉法人等と連携しながら、これまで充実を図ってきています。</p> <p>一方で、市外各地において障害福祉サービスに新規参入している事業者等の質の低下が報道されていることについては、当市としても認識しております。質の高い支援が確保される事業者に障害福祉サービス事業を実施していただくための取り組みについて、計画への記載を検討していきます。</p> <p>また、障害サービスに限らず適切な福祉サービスの提供が担保されるよう、第三者評価の受審勧奨や社会福祉法人等への指導検査の適正実施など、事業者育成及び福祉サービスの質の向上に努めていきます。</p>
8	<p>実生活では表面に出てきていないだけだと思うが子どもの貧困が見えてきませんので、実態を把握してほしい。</p>	<p>子どもの生活実態については、児童扶養手当・母子及び父子福祉資金貸付等の各種給付・貸付の手続きにおける状況確認や母子保健・ほっとシティ東村山等の各種相談の中で実態の把握に努めております。</p>

※文章表現等は誤字脱字等を含めて修正させていただいております。

※直接、地域福祉計画に関わる意見でないものについては関係所管へ情報提供しております。